

第5条<保険期間と支払責任の関係>

1. 会社は、保険期間中にペットにつき治療がなされた場合に保険金を支払います。ただし、責任開始日においてすでに発生していた身体障害（発生していた傷害または発症していた疾病をいいます。）については、保険金を支払いません。
2. ペットが入院をし、その入院中に保険期間が満了したときは、その満了日を含んで継続している入院を、保険期間中の入院とみなして取り扱います。
3. ペットが責任開始日前に発生した不慮の事故による傷害または発症した疾病を原因として責任開始日から起算して2年を経過した後に治療を開始したときはその治療は責任開始日以後の原因によるものとみなします。
4. 第1項の規定にかかわらず、身体障害が責任開始日からその日を含めて1か月以内に発症した疾病のときは、保険金を支払いません。
5. 第35条<補償割合の変更>第1項または第36条<免責金額の変更>第1項に定める変更により、会社が医療費用損害について支払う保険金の金額（以下「支払保険金額」といいます。）が増額となる場合、その変更をした日からその日を含めて1か月以内の疾病の発症を原因とした治療に対しては、その増額分についての保険金を支払いません。

第6条<保険金を支払わない場合—その1>

1. 会社は、ペットに生じた次の各号のいずれかに該当する身体障害の治療に対しては、保険金を支払いません。
（1）次の①から⑥までのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為によって生じた身体障害。
ただし、③については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。
 - ①保険契約者またはその代理人（注1）
 - ②被保険者またはその代理人
 - ③被保険者以外の保険金の受取人またはその代理人（注2）
 - ④被保険者の配偶者
 - ⑤被保険者と生計を共にする同居の親族
 - ⑥被保険者と生計を共にする別居の未婚の子

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （2）動物愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）またはその他の法令に反する不適切な飼養または管理のために、ペットに生じた身体障害
- （3）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた身体障害
- （4）台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた身体障害
- （5）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注3）によって生じた身体障害

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- （6）核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた身体障害

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- （7）前4号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって生じた身体障害
- （8）第6号以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた身体障害

第7条<保険金を支払わない場合—その2>

1. 会社は、次の各号のいずれかに該当する治療に対しては、保険金を支払いません。
 - （1）ペットの不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、爪切除（注1）、美容整形手術、その他健康体に施す外科手術（注2）
（注1）爪切除には狼爪切除を含みます。
（注2）健康体に施す外科手術とは、身体障害の治療目的に該当しない外科手術をいいます。
 - （2）ペットの交配、妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障害。ただし、母体救命措置として行う緊急性を伴う帝王切開については、保険金を支払います。

(3) ペットの身体障害の発生日から過去2年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病に対する治療

①犬

ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスⅡ型感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症または狂犬病

②猫

汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘルペス)または白血病ウイルス感染症(FeLV)、クラミジア

(4) 猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症(猫エイズ)または猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症が原因と認められる疾病に対する治療

(5) 獣医師の指導のもとで適切な予防処置(注3)をしなかったため生じたフィラリア症(犬糸状虫症)に対する治療

(注3) 予防処置とは、動物病院が認める予防薬の投薬等をいいます。

(6) 停留鞏丸、膝蓋骨脱臼、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、椎間板ヘルニアに対する治療

(7) 歯科治療および口腔外科治療。ただし、傷害の治療目的に該当する場合には、保険金を支払います。

(8) 獣医学の水準から判断して、先天性・遺伝性疾患によって生じた身体障害に対する治療

(9) 健康体に行われた処置(注4)、健康体に行われた検査(注5)

(注4) 健康体に行われた処置とは、身体障害の治療目的に該当しない耳道の洗浄、肛門腺しぼり、除毛、抜毛等をいいます。

(注5) 健康体に行われた検査には、健康体を想定した検査後に症状原因または診断名が確定した場合を含みます。

(10) 治療を伴わない介護

第8条<保険金を支払わない場合—その3>

1. 会社は、次の各号のいずれかに該当する治療、検査、処置等に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

(1) ワクチン接種費用、その他疾病予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用

(2) 健康補助食品・サプリメント、処方食または医薬部外品のための費用

(3) 入浴費用(注1)、自宅で使用するシャンプー(注2)、イヤークリーナー(注2)、スキンコンディショナー(注2)等のための費用

ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴は、保険金を支払います。

(注1) 入浴費用には、シャンプー代を含みます。

(注2) 医薬品を含みます。

(4) 漢方(注3)、鍼灸、温泉療法、酸素療法、中国医学、インド医学、ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピーまたは免疫療法等の代替的処置による治療のための費用

(注3) 医薬品を除きます。

(5) ペットの移送費

(6) マイクロチップの挿入費用

(7) 安楽死のための費用

(8) 葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用

(9) 各種証明書類の文書作成費用(注4)

ただし、保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作成費用については、保険金を支払います。

(注4) 文書作成費用には、当該文書の郵送費用を含みます。

(10) 医薬品の郵送費用

(11) カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料

(12) ペットが新生仔の養育または身体障害のための付添いに要した費用

(13) ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用

(14) 往診料

第9条<保険金を支払わない場合—その4>

1. 会社は、次の各号のいずれかに掲げる者の不正行為によってなされた保険金の請求に対しては、保険金を支払いません。ただし、第3号については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。

(1) 保険契約者またはその代理人

(2) 被保険者またはその代理人

(3) 被保険者以外の保険金の受取人またはその代理人

(4) 獣医師